

審 第 2 1 4 8 号
答 申 第 2 2 6 号
平成31年1月25日

千葉県公安委員会
委員長 伊 藤 浩 一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年6月22日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第203号

平成28年5月6日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定（平成28年4月6日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年4月6日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成28年3月22日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成〇〇年〇〇月に〇〇署に届出した事件番号H〇〇－〇〇の事件受理簿」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）本件開示請求に対し、実施機関は、「犯罪事件受理簿 受理番号第〇〇号」を特定し本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年5月6日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。（本件審査請求は、「異議申立書」として書面の提出がなされているが、行政不服審査法第2条の規定により審査請求として取り扱っている。）
- （4）本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成28年6月22日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書においておおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件開示請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇警察署へ被害届を提出した結果、その捜査状況並びに捜査内容を知り得るため行ったものであり、当開示の平成〇〇年第〇〇号については既に知り得ており、そのことの当該受理簿並びに受理番号のみを改めて開示されても何の意味もない。よって、開示請求した目的である捜査状況と捜査内容の全部開示を可及的速やかにするよう申立てする。

イ 審査請求の理由

平成〇〇年〇〇月被害が発生し同年〇〇月に〇〇警察署へ被害届を提出した。

その後、当被害届に対する捜査状況と捜査内容について、電話連絡による問い合わせのみならず、平成〇〇年〇〇月〇〇日、平成〇〇年〇〇月〇〇日、平成〇〇年〇〇月〇〇日、平成〇〇年〇〇月〇〇日と〇〇警察署へ訪署したが全く対応していただけなかった。

このたび平成〇〇年〇〇月〇〇日においても〇〇警察署を訪署したが全く対応していただかず、当日午後16時警察本部へ出向き事の次第を相談の結果、本件開示請求に至った。この時（受理時）、当被害届に関する捜査状況と捜査内容は受理番号平成〇〇年〇〇号の受理簿請求により全て明確に判明することから本件開示請求を行ったものである。それにも拘らず、1枚のみの書面（受理簿）のみの部分開示をされても何ら明白にされることはなく開示請求の目的が達せられない。

（2）また、審査請求人は、反論書においておおむね以下のとおりの主張をしている。

ア 反論趣旨

本件開示請求の趣旨及び目的に従い可及的速やかに全部開示するよう裁決を求める。並びに再捜査するよう求める。

イ 反論原因

平成〇〇年〇〇月〇〇警察署へ提出した契約文書偽造の被害届の事件捜査状況と内容について開示請求したが、本件決定により開示請求の目的を達せられなかった。よって、本件決定を改めて本件開示請求の趣旨と目的に従い全部開示するよう求める。

ウ 反論理由

- （ア）〇〇警察署へ提出した契約文書偽造事件の捜査状況と内容、送致日、送致番号について知るために本件開示請求をした。（事件番号H〇〇－〇〇号の事件受理簿のみではない）
- （イ）実施機関の担当者は開示請求の趣旨と目的を前年より十分理解しており、事件の状況と内容、〇〇検察庁への送致日・送致番号を知るには、事件番号H〇〇－〇〇号の事件受理簿を請求すればわかることから、請求用紙に鉛筆で下書きをして教示し請求を受理したものである。
- （ウ）本件開示請求に至った理由は、平成〇〇年〇〇月事件発覚後、〇〇警察署へ被害届を提出受理されたものの事件の捜査内容及び捜査状況が全く不明で、何年も度重なる電話問い合わせ、訪署するも全く応じて貰えなかったことに起因する。
- （エ）さらには、被害届を提出したにもかかわらず、被疑者名、同処分などまったく知られるどころか、契約文書偽造の被害は留まるどころか、現在においても、延々と続く被害及び損害（①〇〇②〇〇③携帯電話の契約変更等ができず高額な料金を支払っている④他の携帯会社等へ変更しようとしても乗り換えできない）を被っているものである。
- （オ）以上のことから何年も度重なり〇〇警察署に捜査を依頼するが全く応じてもらうことが叶わず、平成〇〇年〇〇月〇〇日警察本部情報公開センターを訪ねると担当者は、事件番号を〇〇署から聞いて〇〇検察庁へ行けば事件の捜査内容と状況が解るとの教示を受けた。
- （カ）よって、〇〇警察署で本事件の受理事件番号を聞き、〇〇検察庁へ行くと、全く違ったこととなり、当該検事より送致日と送致番号を聞いてくるようにとの

ことであった。

- (キ) 警察本部情報公開センターの担当者に電話すると情報開示請求するしかないとのことから同センターを訪れたところ担当者は確認の電話をした後で開示請求書に内容事項を下書きして開示請求書を受理したものである。
- (ク) 教示（下書きされた文字列）は、「事件受理簿を請求すれば送致日も送致番号も本事件の捜査状況も内容も全てわかる」とのことであった。
- (ケ) 担当者の確認先には〇〇警察署も含まれており、〇〇警察署は当然に開示請求の原因も根拠も経緯も知り得ており、開示すべき書類など文書も解り切っていたことである。
- (コ) 「事件受理簿を開示請求すれば、捜査状況も捜査内容も解る。当然、送致日も送致番号も解る」とのことから、及び担当者の確認の電話から〇〇警察署は何を請求されて何を開示すればよいか十分承知していたはずである。弁明書においても『当該内容（送致日、送致番号など）が記録されている行政文書として事件受理簿を教示した』と記載（証明）されている。
- (サ) 〇〇検察庁に本件について申し立てたところ、重要情報として、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「通知書」が、〇〇月〇〇日送達されてきた。
- (シ) 本件審査請求について公安委員会から〇〇月〇〇日送達された通知書面（弁明書含む）は平成〇〇年〇〇月〇〇日付け公委（監）第〇〇号で、〇〇警察署より〇〇月〇〇日に送達された諮問通知書は平成〇〇年〇〇月〇〇日付け公委（〇〇警）第〇〇号である。これは、遅延どころか、全く不可解極まる不作為である。このことで多大なる不利益をこうむることとなった。

エ 結論

以上のことから明らかなとおり、初期捜査から以降、すべてはやるべきこと、やらなければならないことを全く行っていなかったことから発生した第2次被害である。職務専念義務の怠慢どころか職責不履行であり、被った被害は甚大であり回復することは至難である。

即刻にも、請求趣旨並びに目的に応じた全部開示すること、並びに再捜査することの決定を求めると同時に即座に行使（履行）することを求めるものである。

4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由

開示しない部分及び開示しない理由

ア 捜査主任官欄及び担当者欄の氏名

条例第17条第2号に該当する開示請求者以外の個人に関する情報であって、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員の定める規則（平成17年規則第66号。以下「警察職員規則」という。）で規定する警部補以下の階級にある警察官の氏名に該当するため。

イ 被疑者欄

条例第17条第2号及び第4号に該当する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、特定事件に係る証拠資料の収集状況に関する情報であり、事件捜査の進捗状況が推測され、被疑者等が証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置を講じ、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

ウ 証拠品欄、鑑識資料欄及び任意被疑者指紋欄

条例第17条第4号に該当する特定事件に係る証拠資料の収集状況に関する情報であり、開示することにより、事件捜査の進捗状況が推測され、被疑者等が証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置を講じ、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(2) 弁明の内容

ア 審査請求人は、開示請求時に「検察庁から、送致日と送致番号の開示請求をしてもらうように教えてもらった。」と千葉県警察情報公開センター担当職員（以下「担当職員」という。）に対して申し立てたことから、同職員が、当該内容が記録されている行政文書として事件受理簿を教示したところ、同人は、本件開示請求を行ったものである。

イ 担当職員は、受理時に審査請求人に対して、必要な情報についての内容を確認し、審査請求人自らの意思で犯罪事件受理簿に対する自己情報開示請求書を提出し、同請求に基づき犯罪事件受理簿の該当部分についての開示を検討していることから、対応に問題は認められない。

ウ 実施機関は、本件開示請求に基づき、前記(1)のとおり、条例に定められた不開示情報以外の部分についての部分開示決定をしており、本件決定に誤りは認められない。

エ よって、審査請求人が申し立てる「当該受理簿並びに受理番号のみを改めて開示されても何の意味もない。よって、開示請求した目的である捜査状況と捜査内容の全部開示を可及的速やかにするよう申立てする。」については、受理時に担当職員が同人に必要な情報について内容を確認した上で、同人自らの意思で「犯罪事件受理簿」について開示請求している状況であり、捜査状況及び捜査内容についての請求ではないことから、開示請求の受理及び本件決定に誤りは認められない。

(3) 結論

以上のとおり、審査請求人の申請に基づき、条例及び規則を根拠として、犯罪事件受理簿の部分開示決定をしたものであることから、本件審査請求には正当な理由がなく、棄却されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求に係る対象文書の特定について

ア 本件開示請求の対象として実施機関が特定した犯罪事件受理簿（以下「本件文書」という。）は、実施機関において取り扱う犯罪事件の受理番号、犯罪日時等の

ほか、検察への送致状況の概要（送致番号、送致先等）を記録する規定様式であり、本件文書においては、審査請求人が被害者とされた犯罪事件（以下「本件被害事件」という。）について、受理番号（第〇〇号）、犯罪日時、犯罪場所等が記載されている。

イ 審査請求人は、前記３（１）ア及び（２）イのとおり、本件文書だけでは本件開示請求の目的が達せられず、捜査の進捗状況がわかるものを開示すべき旨の主張をしていることから、審議会としては、本件開示請求の対象となる個人情報の特定の妥当性、すなわち、本件文書以外の本件被害事件の対応等に係る行政文書が本件開示請求の対象となるか否かについて検討する。

ウ 条例において、開示請求をしようとする者は、「開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の件名その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項」（条例第１６条第１項第３号）を開示請求書に記載し提出しなければならないとされているところ、本件開示請求においては、「私が平成〇〇年〇〇月に〇〇署に届出した事件番号Ｈ〇〇－〇〇の事件受理簿」と開示請求書に明確に本件文書の件名のみが記載されている。

審査請求人は前記３（１）イ及び（２）ウ（イ）のとおり、開示請求時に担当者から受理簿を請求すれば送致日・送致番号だけでなく捜査状況も知ることができると教示を受けた旨を主張しており、一方で、実施機関は前記４（２）アのとおり、検察庁から送致日と送致番号の開示請求をしてくるように教えてもらったと審査請求人が申し立てたことから、当該内容が記録されている行政文書として事件受理簿を教示したところ審査請求人が本件開示請求を行った旨を主張している。

エ この点について、開示請求書は書面手続として開示請求者が必要事項を記載し提出するものである以上、審議会としてはその記載内容から客観的に判断するほかなく、また、本件においては、審査請求人が、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、「平成〇〇年〇〇月に〇〇警察署に届出をした事件番号Ｈ〇〇－〇〇号の捜査内容と状況がわかるもの」についての開示請求書を別途郵送により実施機関に提出していることも踏まえれば、本件文書以外の行政文書を本件開示請求の対象に含むべきとするまでの特段の事情も見当たらないというほかない。

オ したがって、本件開示請求に対し実施機関が本件文書のみを特定したことについて違法又は不当な点は認められない。

（２）不開示情報の妥当性について

審査請求人は、本件審査請求においては、主に本件開示請求に係る行政文書の特定について不備がある旨の主張をしているが、審議会としては、以下、本件決定における不開示情報の妥当性についても検討する。

ア 捜査主任官欄及び担当者欄

（ア）本件文書のうち、捜査主任官欄及び担当者欄の実施機関の職員（以下「本件警察職員」という。）の氏名について、実施機関は、前記４（１）アのとおり、条例第１７条第２号に該当し不開示が妥当である旨を主張するので以下検討する。

（イ）本件警察職員の氏名については、審査請求人以外の特定の個人を識別できる

ものであるから、条例第17条第2号本文に該当し、さらに、本件警察職員は警察職員規則第1号に規定する「警部補以下の階級にある警察官」であるため、その氏名については、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、その他、同号ただし書イ、ロ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件警察職員の氏名は、条例第17条第2号に該当し不開示が相当である。

イ 被疑者欄

(ア) 本文書のうち、被疑者欄に記載された情報（以下「本件被疑者情報」という。）について、実施機関は、前記4（1）イのとおり、条例第17条第2号及び第4号に該当し不開示が妥当である旨を主張するので以下検討する。

(イ) 本件被疑者情報は、審議会がその内容を確認したところ、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) 次に、同号各ただし書の該当性についてみると、本文書では「送致（付）年月日及び番号」欄及び「送致（付）先」欄が空欄とされ、本件被害事件が検察庁に送致されていない状況にあったと考えられることも踏まえると、本件被疑者情報は、本件決定時において法令等の規定又は慣行として審査請求人が知ることができ又は知ることが予定されているとするまでの事情は見受けられないことから、同号ただし書イには該当せず、その他、同号ただし書ロ、ハ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

(エ) したがって、本件被疑者情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第4号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

ウ 証拠品欄、鑑識資料欄及び任意被疑者指紋欄

(ア) 本文書のうち、証拠品欄、鑑識資料欄及び任意被疑者指紋欄に記載された情報（以下「本件証拠等情報」という。）について、実施機関は、前記4（1）ウのとおり、条例第17条第4号に該当し不開示が妥当である旨を主張するので以下検討する。

(イ) 条例第17条第4号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ効率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることを防止するために定められた不開示情報である。

本号の対象となる情報は、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、開示することにより支障を及ぼすおそれについて「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」場合には、不開示となるものである。

なお、このような実施機関の第一次的判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならず、審議会においてもこれらの点を考慮して判断する必要がある。

(ウ) 本件証拠等情報は、審議会がその内容を確認したところ、本件被害事件に係る証拠の収集状況に関する情報であり、前述のとおり本件決定時において検察庁への送致がなされていない状況にあったと考えられることも踏まえると、こ

これらの情報を開示することにより、本件被害事件の関係者に対する憶測等を招くことによって今後の公訴の提起のための事務に何らかの支障を及ぼす可能性は否定することはできず、そうすると、犯罪の予防等、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることについて相当な理由があるとした実施機関の判断には合理性があるものと認められる。

(エ) したがって、本件証拠等情報は、条例第 17 条第 4 号に該当し不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 6 月 23 日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成 28 年 8 月 18 日	反論書の写しの受理
平成 30 年 10 月 25 日	審議（平成 30 年度第 6 回第 2 部会）
平成 30 年 11 月 16 日	審議（平成 30 年度第 7 回第 2 部会）
平成 30 年 12 月 21 日	審議（平成 30 年度第 8 回第 2 部会）

千葉県個人情報保護審議会第 2 部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者